

## 2012年度税制改正に関する要望

公益社団法人 関西経済連合会

長らく停滞が続く日本経済は、東日本大震災を契機に構造的な課題が改めて浮かび上がるとともに、新たな課題も加わることで、さらに危機的な状況へと追い込まれている。産業の空洞化の加速と雇用の喪失である。

日本経済は、すでに震災前から、構造的な人口減や期待成長率の低下により国内市場が縮小してきており、大手・中小を問わず、企業の海外生産比率が高くなるなど、成長が期待できるアジアをはじめとする新興国等に生産拠点をシフトする動きが進んでいた。

そもそも、日本は国際的に見て高い法人税負担、経済連携協定のネットワーク参加への出遅れがあったことに加えて、震災後の日本ブランドの信頼低下、さらには現下の過度な円高の進行、電力供給の不安定化等により、多くの企業が、もはや国内で生産基盤を維持していくことが困難という意識を強めている。

政府・与野党は、こうした現状を正面から受け止め、まずは電力供給の安定を速やかに実現するとともに、アジア主要国との競争条件のイコールフットイング化はもちろんのこと、主力市場となる新興国への立地条件を上回るインセンティブを国内企業へ与え、国を挙げて、速やかにわが国の国際競争力の回復・強化に取り組みなければ、震災復興を阻害するばかりか、産業の空洞化とそれに伴う雇用の喪失の加速が現実のものとなりかねない。

一方、わが国の財政は近い将来破綻が起こることも杞憂とは言えない極めて危機的な状況にあり、財政再建は一刻たりとも先延ばしできない最重要課題の一つである。このため、マニフェスト施策の思い切った見直しを行い、歳出全体の一層の効率化と削減を徹底した上で、産業空洞化を防止しつつ、成長力の創出・強化により税収増を図るとともに、国民が安心できる持続可能な社会保障制度を維持するための安定した税収構造を構築することが不可欠である。

こうしたことから、当会としては、2012年度の税制改正にあたり、産業空洞化の防止と成長力の創出・強化、持続可能な社会保障制度、財政規律を維持した震災復興財源確保を実現するため、本年7月に発表した意見書「税財政抜本改革と成長戦略の強力な推進による財政再建を望む」を踏まえ、以下の通り要望する。

## 1. 産業空洞化の防止と成長力の創出・強化に資する税制改正

### (1) 法人課税（国税）

#### ① アジア主要国並みまでの法人実効税率引き下げ

日本企業の国際的なイコールフットィング確保のため、法人実効税率については、投資減税措置などともあわせて、遅くとも今後10年以内にわが国企業の主要な競争相手であるアジア主要国並みの水準（約20%）まで段階的に引き下げ、企業のキャッシュ・フローに直接影響を及ぼす税負担を早く軽減すべきである。これにより、国内の設備投資と雇用を創出し、株価上昇の資産効果や雇用者所得増による消費拡大により、経済成長（GDP増加）を実現させ、結果として、税収増を通じて財政健全化にも貢献することが期待される。

#### ② 投資税額控除の導入

韓国では首都圏過密抑制圏域外での事業用設備投資を行う場合、取得価格の10%が税額控除されるなど、国内投資促進のための様々な税制優遇策が講じられている。

わが国においても、環境・エネルギー技術などの成長力の創出・強化に資する分野の国内設備投資、国内での生産拠点の分散化を図りサプライチェーンの海外流出の防止に資する設備投資などに対しては、これを促進するための税額控除措置を導入すべきである。

#### ③ 研究開発・投資促進に係る租税特別措置の恒久化・期限延長

成長力の創出・強化のためには、技術力のある中小企業も含めた民間の研究開発に対して、国として支援を強化することが必要である。このため、研究開発・設備投資に係る2011年度末までに期限が到来する以下の租税特別措置については、恒久化または期限延長を求める。

(ア) 「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除」

(イ) 「中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却または法人税額の特別控除」

(ウ) 「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」

(エ) 「中小企業の試験研究費に係る特例措置」

#### ④ 連結納税制度の見直し

連結子会社の対象は、「連結親法人によって発行済株式の100%を直接または間接に保有される内国法人」と定義されているが、海外主要国の税制では100%未満の子会社でも連結納税対象に含まれている例が多く、わが国でも企業の選択肢を広げる形で対象範囲を拡大すべきである。

## ⑤ 受取配当金の益金不算入と負債利子控除の撤廃

受取配当金は、これを支払う法人の段階ですでに課税済みの利益から支払われている。二重課税排除の観点から、受取配当金を益金不算入とするとともに、負債利子控除の廃止も含めた見直しを行うべきである。

## ⑥ 欠損金の繰り戻し還付

2009年度税制改正において、中小企業に限定して凍結解除された欠損金の繰り戻し還付を、大企業を含むすべての企業に適用すべきである。

## (2) 法人課税（地方税）

### ① 地方法人二税の見直し

わが国の法人実効税率が国際的に高くなっている要因として、地方法人二税（法人事業税、法人住民税）の存在が挙げられる。

また、地方法人二税は特定地域に税源が偏在するといった問題がある上、直接税であることから景気に左右されやすく、税収が不安定である。地方の財源を安定確保するためにも、間接税である消費税へ財源シフトを図っていくことが必要である。

加えて、標準税率による法人実効税率が約39.5%であるのに対し、大阪市では約40.6%、17政令指定都市および東京23区の平均では約40.7%と、約1%の超過税率が課せられている。まず地方法人課税見直しの第一歩として、超過課税を早急に廃止すべきである。

### ② 償却資産に係る固定資産税の廃止

家屋以外の事業用償却資産に固定資産税を課税するのは、国際的にも稀な税制である。そもそも事業用償却資産は事業所得を獲得するための費用という性質がある上に、事業所得に対しては法人課税がある。また、事業の性格から設備を多数所有する特定業界に税負担が偏る傾向があるなど、課税の公平性の観点からも問題がある。償却資産に係る固定資産税は廃止すべきである。

## (3) 国際課税

### ① 移転価格税制の見直し

2011年度税制改正大綱には、適用順位廃止に伴う運用・算定方法の明確化や独立企業間価格幅の取扱いの明確化等を図ることが盛り込まれたものの、未だ企業と税務当局の見解の相違による追徴課税が後を絶たない。見解の相違を減少させるべく、さらに具体的な統一見解が早期に明示されることを引き続き要望する。

## ② 租税条約締結の推進

日本経済にとって、アジア諸国との連携強化によってその成長力を取り込むことは重要課題である。安心かつ確実なグローバルビジネス環境を整えるために、租税条約の締結の推進が求められる。その際、親子会社間配当に係る源泉徴収を免除していく必要がある。

## (4) 環境・エネルギー課税

### ①地球温暖化対策税の導入反対

地球温暖化対策税として、新たな税負担を課すことに反対する。産業の国際競争力に影響するのみならず、中長期的な環境技術の開発投資を阻害する可能性がある。特に、国際的に燃料価格の高騰が続く中、価格転嫁が困難な中小企業の経営と雇用には大きな悪影響を及ぼす。

地球温暖化対策については、省エネルギーや新エネルギーの開発・普及に対する税制優遇を行い、成長にも資する実効ある対策を求める。

### ②原料用石油製品等に係る免税・還付措置の恒久化・本則化

ナフサ等の原料用石油製品等に係る免税・還付措置については、海外においても非課税とされている例が多く、万一廃止・見直しが行われれば、わが国の基盤的な素材産業への影響は極めて大きい。2012年度税制改正において、恒久化ないし本則化を実現すべきである。

## (5) P F I 事業に係る課税

2011年6月に改正P F I法が施行され、対象事業の拡大や民間提案の活用などが図られる機会に、以下の通り、民間のP F I事業への参入意欲を高める課税の特例措置を講じるべきである。

### ①事業の契約期間に見合った償却制度の導入

改正P F I法では、公共施設等運営権（コンセッション）の償却期間を運営権の契約年数に合わせるという仕組みが導入されたが、B O T方式のP F I事業においては、契約期間が法定償却期間よりも短いケースが多いため、契約終了時に未償却資産が残る。この問題を解決するため、事業の契約期間に見合った償却制度（法定償却より割増に）を導入すべきである。

注：B O Tとは、民間事業者が自らの資金で対象施設を建設し(Build)、管理・運営を行い(Operate)、事業終了後に所有権を公共へ移転する(Transfer)事業方式である。

### ②大規模修繕に備えた修繕積立金制度の導入

P F I事業において、対象施設は一定期間ごとに大規模修繕が必要と

なるが、公共からのサービス対価の支払は平準化されているケースが多い。大規模修繕に備えて一定期間内部留保を行う必要があるが、現行の税制では課税されてしまうことになる。民間事業者が公共施設の大規模修繕に円滑に対応できるよう、修繕積立金制度の導入を特例措置として講じるべきである。

## 2. 持続可能な社会保障制度に資する税制改正

### (1) 消費税率の段階的引き上げ

わが国は深刻な財政危機に陥っている中、急速な高齢化の進展に伴って社会保障費は今でも年間約 1.4 兆円のペースで増え続けている。社会保障費の適切な抑制はもちろん必要であるが、必要な財源を安定的に確保することは不可欠である。

世界的に見てもわが国の税体系は景気の影響を受けやすい法人税などの直接税に過度に依存しており、社会保障費増大に対する安定的な財源を確保するためには消費税率の引き上げが必要不可欠である。消費税率を今後 10 年以内に少なくとも 15%程度まで段階的に引き上げるべきである。

### (2) 給付付き税額控除制度、共通番号制度の早期導入

消費税率引上げに伴う低所得者層への配慮として、就労インセンティブがビルトインされた「給付付き税額控除制度」を導入すべきであり、正確な所得の捕捉により確実な税額控除を実現するためには、税と社会保障の共通番号制度の導入が不可欠である。

共通番号制度の導入には、官民双方において相当規模の事務負担やコストが発生することが想定されるため、具体的な制度設計の検討にあたっては、民間の関係者との事前協議を十分に行い、実務面でも問題なく対応できる制度を構築すべきである。

## 3. 財政規律を維持した震災復興財源確保に向けた税制改正

### (1) 消費税率の上乗せによる「復興税」の導入

東日本大震災の復興財源確保については、当面は国債の増発を行うとしても、国民的理解のもとでその償還財源を担保し、中長期的な財政健全化方針との両立を図る必要がある。

このため、他の国債とは別枠の「復興債」の発行によって賄い、その償還原資として「復興税」を導入することが適当である。その「復興税」については、現役世代に限らない国民全体で広く薄く負担を分かち合うという観点と、経済への影響を最小限にとどめるという観点から、「復興債」

の償還期限までの時限措置として、消費税率を先に述べた社会保障財源を確保するための消費税率引上げとは別に1%程度上乗せすることが最も適当であると考ええる。

また、社会保障費増加のための消費税率引き上げ分や復興税としての消費税率引き上げ分については、それぞれ目的税化して、他の税収とは別勘定として管理する必要がある。

## (2) 法人税や所得税の増税による「復興税」の導入には反対

震災復興財源として、法人税や所得税を増税することは、一定財源確保のための税率が高率にならざるを得ず、いまもすでに不利な国内事業環境にある企業の国際競争力の低下、教育や住宅等の支出がかさむ現役世代の可処分所得の減少となり、産業の空洞化の加速はもとより、消費マインドの悪化などの景気や雇用に及ぼす影響が大きい。

他方、消費税は、十分な復興財源を低率で確保することができ、先に述べた国民全体が薄く広く負担を分かち合うという観点から、法人税や所得税よりも「復興税」の税目として望ましい。また、被災地の住民への負担軽減措置は、税と社会保障の共通番号制度とあわせた「給付付き税額控除制度」の導入により可能であると考ええる。

## 4. 個人の消費・投資の促進による経済活性化に資する税制改正

### (1) 住宅取得促進に資する税制優遇の強化

内需の柱の一つである住宅投資については、関連する耐久消費財の購入なども含めて、産業や雇用への波及効果は極めて大きいことから、以下の税制優遇措置が講じられることを求める。

#### ① 住宅取得に係る諸課税の簡素化、改修工事に対する税制優遇拡大

現在、住宅の取得の際には、土地や家屋に対して、不動産取得税、登録免許税、印紙税、消費税などが重層的に課税されており、住宅の取得者にとっては事務面も含めて大きな負担となっている。

消費税率の引き上げを含む税制の抜本改革を機に、これら住宅取得に係る諸課税の整理・簡素化を行うべきである。

また、住宅の取得のみならず、改修工事を行うことも経済波及効果が期待される。住宅ストックの居住性の向上や長寿命化という効果もあり、政策的な支援の意義があることから、改修工事を行った場合には、現行の省エネ・バリアフリー化等の目的に限らず、所得税額控除や固定資産税減額などの優遇措置が幅広く適用されるようにすべきである。

## ② 住宅取得に係る贈与税非課税制度の延長・拡大

2009年に景気対策として施行され、2010年に拡大された住宅取得に係る贈与税非課税制度（限度額：2010年は1,500万円、2011年は1,000万円）について、期限延長と限度額の拡大を行うべきである。

## (2) 金融所得課税の一体化推進

1,400兆円を超えるわが国の個人金融資産運用にあたっては、いわゆる「貯蓄から投資へ」の潮流を促して経済を活性化させる観点から、投資家にとって簡素でわかりやすく、かつ合理的な税制を構築する必要がある。

2011年度税制改正大綱では、「公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討」するとして、金融所得課税の一体化に向けた一定の方向性が示された。このことも踏まえ、配当・株式譲渡・国内株式投資信託の収益分配金などの金融所得については、軽減税率（現行10%）の維持・恒久化を前提に、幅広く損益通算を認めるなどの具体的な施策が速やかに実現されることを求める。

## 5. その他課税の適正化等に資する改正

### (1) 印紙税の廃止

欧米諸国において印紙税を課している例はほとんど無く、国内でもインターネット販売や電子手形などといった電子商取引が普及し、取引のペーパーレス化が進展する中で、紙を媒体とする文書にのみ課税する印紙税は公平性を欠くものであり、廃止すべきである。

以 上